



ふるさと納税制度の ルールについて

旭川市行財政改革部行政DX課

R8.5.12発行

目次

ふるさと納税制度のルールについて1
ふるさと納税の取消事案について2
地場産品基準について3
3号返礼品の証明書の公表について10
募集適性基準について11
食品の産地名の適性な表示の確保について12
まとめ14

01 ふるさと納税制度のルールについて

1

地場産品基準

ふるさと納税の返礼品は「当該市町村等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するもの」とされており、いわゆる地場産品基準を満たす必要があります。

2

返礼割合3割以下基準／募集費用総額5割以下基準

ふるさと納税の募集費用は、返礼品の調達費用や送料、事務経費および広報費などの合計が寄附受領額の5割以下とする必要があります、そのうち返礼品の調達費用は3割以下とする必要があります。

3

募集適性基準

- (1) ポイントの付与等の禁止
 - (2) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告の禁止
 - (3) 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供の禁止
 - (4) 区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供の禁止
- ⇒ 中間事業者や返礼品提供事業者による宣伝広告、情報提供も規制の対象

4

食品の産地名の適正な表示の確保

- 返礼品が食品の場合、契約等で次に掲げる規定を設けること。
- (1) 食品の産地名を適正に表示する旨の規定
 - (2) 実地調査を行うことができる旨の規定
 - (3) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定
 - (4) 産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定
- ⇒ 令和8年10月以降、契約方式を導入予定

02 ふるさと納税の取消事案について

ふるさと納税の対象となる地方団体は、総務大臣が定める指定基準を遵守する必要があり、各指定対象期間毎（10月1日～翌9月末）に総務大臣が指定することとなっている。

令和7年度に入り、指定基準に適合しない6市町の指定が取消される事案が発生しており、ふるさと納税制度に対する信頼を損ないかねず、制度趣旨に沿った取組が必要。

総務大臣は、指定をした地方団体が「基準のいずれかに適合しなくなったとき」「適合しなかったと認めるとき」等は、指定を取り消すことができる。

地場産品基準

【これまでの指定取消団体】
R2.7 高知県奈半利町
R7.6 長野県須坂市

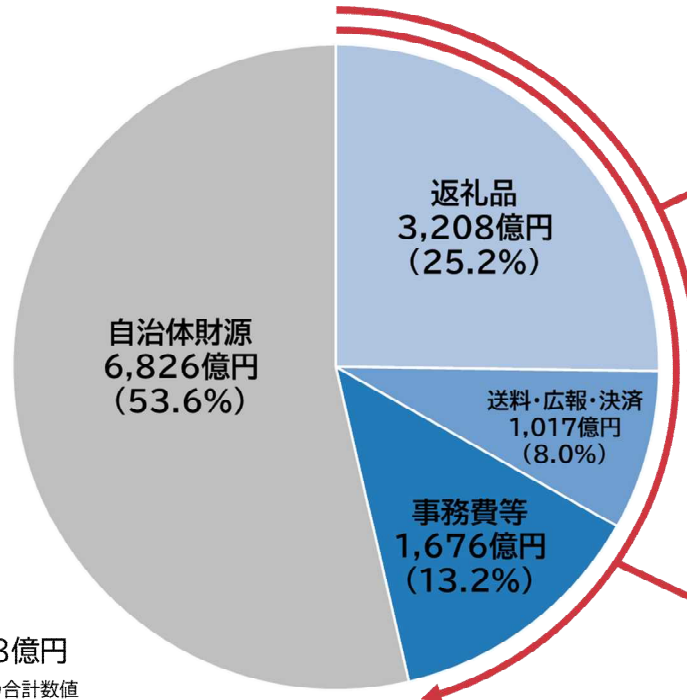
返礼割合3割以下基準

【これまでの指定取消団体】
R2.7 高知県奈半利町
R4.1 宮崎県都農町
R4.5 兵庫県洲本市
R7.6 岡山県吉備中央町
R7.9 岡山県総社市

全国の指定取消案件の多くは、経費割合を超過したことによるものです。

募集費用総額5割以下基準

【これまでの指定取消団体】
R7.9 佐賀県みやき町
長崎県雲仙市
熊本県山都町



令和6年度受入実績:1兆2,728億円
※グラフの金額は、令和6年度における全国分の合計数値

地場産品基準(返礼品)について

1

地場産品基準

ふるさと納税の返礼品は「当該市町村等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するもの」とされており、いわゆる地場産品基準を満たす必要があります。



地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品は以下に示されるような「地場産品」である必要があります。

1号 旭川市で生産されたもの

OK 旭川産の一次産品

旭川市で生産された

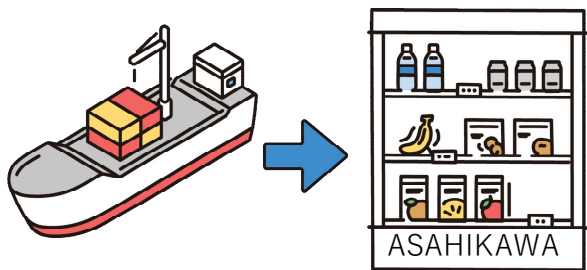


肉や米、野菜など



NG

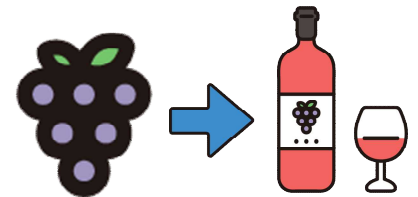
旭川市外で生産されたもの
(旭川市内で販売されていてもNG)



2号 旭川市内で原材料の主要な部分が生産されたもの

OK 返礼品全体に占める旭川産の原材料の **重量 or 原材料費** が 主要な部分を占めるもの

- 市外産の砂糖を使用しているが、旭川市で生産された小麦や卵、牛乳が全体の80%を占めるお菓子
- 市外産の布（生地）を使用しているが、その他旭川産木材を90%使用している木工家具
- 旭川市で採れたブドウ100%を使って作られたワイン



「主要な部分」とは・・・

旭川産の原材料の **重量もしくは原材料費** が全体の **51%以上** である必要があります。

地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品は以下に示されるような「地場産品」である必要があります。

3号 旭川市内で製造、加工等主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているもの

OK (※提供価格に対して、区域外で生じた費用が半分を下回る場合 例)

- 市外から材料を仕入れ、市内工場で加工（切断、かくはん、味つけ、成形、梱包、冷凍）したハンバーグ
- 市外から木材やビスを仕入れ、市内工場で加工（木の乾燥、切断、研磨、組み立て、布張り、検品）した椅子

NG

- 複数の地方自治体で3号返礼品として扱っているもの
- 市外から仕入れた豚肉ブロックを市内工場ですライス（切断のみ）した品
- 市外から仕入れた牛肉ブロックを市内工場ですライスし、市内で調合したタレにつけこみ冷凍した品

制度改正あり

令和8年9月末までに製造を行う者の証明書の提出と「付加価値」の公表が必須となります。

<制度改正の意図>

- ①返礼品競争が加熱し、一部の自治体で外国産の製品などを返礼品とする事例が散見されることから、実際に区域内で付加価値が生じているか（返礼品として適切なものか）確認するため。
- ②「付加価値」の算出方法が地方団体によって様々であったものを統一し、「価格に基づく算出を原則」とするため。
- ③製造を行う者（事業者様）が「付加価値」を証明するとともに、地方団体がその証明事項を一覧で公表することで、複数の地方自治体で3号返礼品が提供されることを防ぐため。

「付加価値」の算出方法



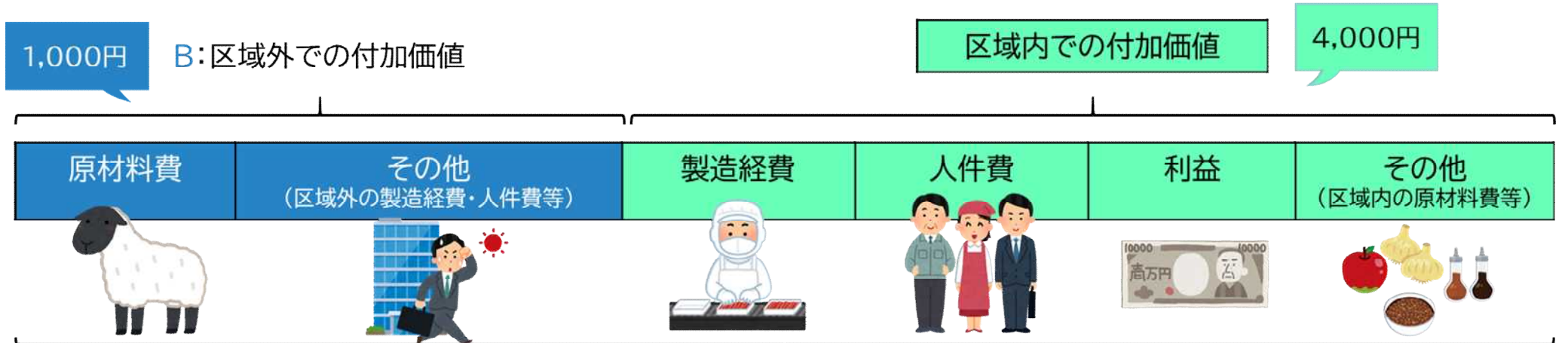
「付加価値」の算出方法

算定式 $(A - B) / A$

A: 旭川市が事業者から返礼品を調達する費用 (= 提供価格)

B: 返礼品の製造・販売のために旭川市外で生じた費用

調達費用については、
地方自治法・地方財政法に基づき、
予算に計上され議会審議の対象となることから、
対外的に合理的な説明ができるかが重要






市外から羊肉を仕入れて
市内で加工をしたジンギスカン
の付加価値
 $(5,000 - 1,000) / 5,000$
 $= 80\%$



地場産品基準 2号と3号の違いについて



 2号と3号の違いについて解説！ (例) 「ハンバーグ」を返礼品とする場合

	2号	3号
原材料	市内産の原材料であり、重量もしくは価格で過半を上回る 	市内産でも市外産でも可 
加工地	市内でも市外でも可	市内で製造/加工しており、製造/加工による付加価値が過半を上回る
例	<p>商品価格：1,000円</p> <p>原材料：牛肉（市内産）、たまねぎ（道内産）、その他調味料（道外産）</p> <p>内容量：200g（うち、市内産が95%）</p> <p>加工地：東京都</p>	<p>商品価格：1,000円</p> <p>原材料：牛肉（市外産）、たまねぎ（市内産）、その他調味料（道外産）</p> <p>内容量：200g（うち、市内産が20%）</p> <p>加工地：旭川市 ※調理から梱包まで</p> <p>区域外で生じた費用：牛肉・調味料（300円）</p> <p>区域内で生じた費用：加工代・人件費など（700円）</p> <p>⇒付加価値割合：1,000円－300円＝700円＝70%</p>

地場産品基準について

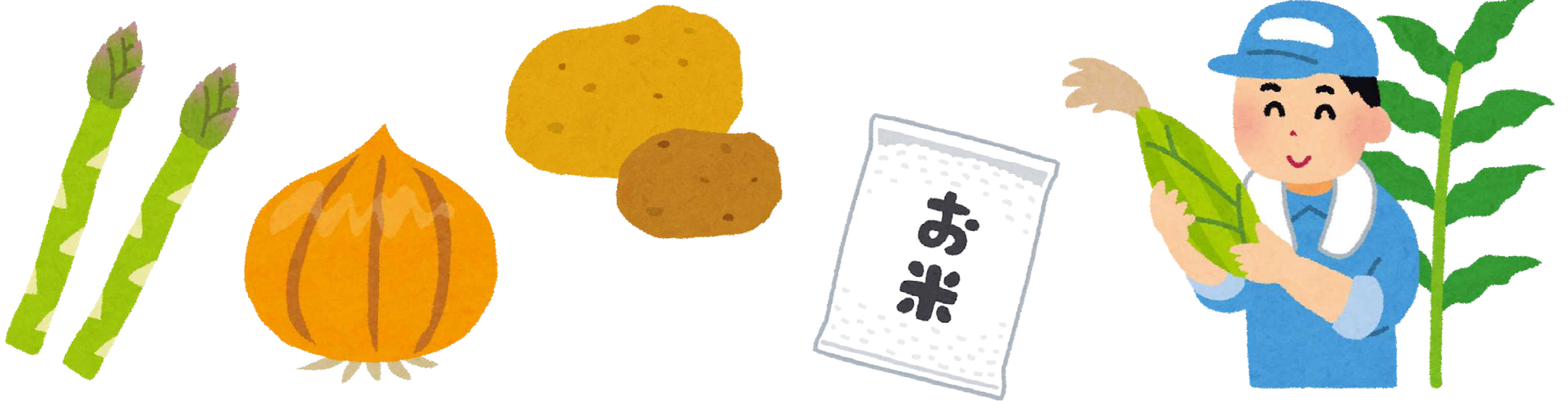
ふるさと納税の返礼品は以下に示されるような「地場産品」である必要があります。

4号

旭川市内で生産されたもので、近隣の市町村内で生産されたものと混在したもの。ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。

旭川産を主とするが、流通の構造上、青果市場等を経由することで、一部他自治体産のものと混在することが避けられない農産物など。

例：米、アスパラ、とうもろこし、じゃがいも、たまねぎ等



地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品は以下に示されるような「地場産品」である必要があります。

5号 地方自治体の広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズなど

条件①

旭川市を広報する目的で生産されたキャラクターグッズであることが、形状、名称その他の特徴から明白であること。

制度改正あり

条件② R8.10～適用

直近1年間で、旭川市が広報の目的で自ら調達・配布・販売を行った実績があること。
※ 返礼品の提供数が、その配布販売の実績数量を超えないこと。

条件③ R8.10～適用

R8.10～R9.9の間で旭川市が広報の目的で調達・配布・販売する計画を定めていること。

■ 令和8年10月以降に**条件②・条件③**を満たす品が対象となります。

<制度改正の意図>

本来、5号返礼品はゆるキャラのぬいぐるみなど自治体をPRするものを想定していたものの、一部自治体で、一般に流通している製品に市町村名等が記載されているだけで5号返礼品としている事例があり、実際にその自治体のPRにつながっているのか疑わしい事例が散見されているため。

地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品は以下に示されるような「地場産品」である必要があります。

6号

地場産品に付帯するものを
組み合わせて提供するもの

OK

- 市内で製造されたそばと
市外で製造されたそばつゆ
- 市内で作製された木製おも
ちゃと市外で製造された収納
用のバッグ

※価格の割合は、**地場産品が7割以上**

・1,500円の返礼品の場合

地場産品が1,050円・付属品が450円である
必要があります。

NG

- 市内で製造されたお酒と
市外で製造されたおつまみ

7号

旭川市内で提供される役務
その他これに準ずるもの

OK

- 旭川市での宿泊や体験を条件
とする旅行券や体験チケット

※市内までの交通費（航空券やタクシーチケット）
を含むパッケージの場合は、交通費がチケット代
満額の半分未満である必要があります。

※その役務（体験）が旭川市以外ではできない（代
替困難）なものである必要があります。



宿泊施設がフランチャイズ
チェーン店の場合・・・

**1人1泊あたり5万円を超えない
ものが対象となります。**

99号

地場産品基準に該当する
返礼品とのみ交換できるもの

OK

- 旭川市周遊トラベルクーポン



- ふるさと納税ポータルサイトで
返礼品と交換できる〇〇Pay



NG

- 地場産品とそうではないもの
が混在しているお店で全品に
使える〇〇Payまたはクーポン

重要！

3号返礼品の証明書の公表について



募集適性基準について

募集適性基準

- (1) ポイントの付与等の禁止
- (2) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告の禁止
- (3) 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供の禁止
- (4) 区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供の禁止



募集適性基準(広告等)について

ポイント付与の禁止

ポータルサイト等による寄附に伴うポイント付与に係る競争が過激化したことや、手数料などの引き下げを目的に、寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイトを通じた寄附募集が禁止となった。

●宣伝広告は、事業者の皆さんが独自に実施する場合も対象となりますので、ご注意ください。

宣伝広告、寄附先の選択を阻害するような表現の禁止

新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載したり、返礼品の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の方に配布することの禁止。

認められる場合

以下の情報と合わせて付随的にふるさと納税返礼品の紹介を実施する場合

- ふるさと納税の用途を紹介してふるさとへの支援を呼びかける目的
- 移住・定住を促す目的
- シティプロモーションの目的

※上記の場合でも、返礼品を強調していると判断された場合には、総務省から指導が入る可能性あり。

NGの表現(例)

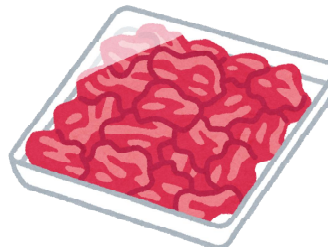
× コスパ最強!

× おまけ付き!

× セール

× 購入

× 個数増量!



× 圧倒的なボリュームのお肉をご購入で、焼肉のタレのおまけ付きでお届け!
通常、寄附額10,000円のところで、今なら8,000円のセール中です!

食品の産地名の 適性な表示の確保について

4

食品の産地名の適正な表示の確保

返礼品が食品の場合、契約等で次に掲げる規定を設けること。

- (1) 食品の産地名を適正に表示する旨の規定
- (2) 実地調査を行うことができる旨の規定
- (3) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定
- (4) 産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定



食品の産地名の適性な表示の確保について

｜食品返礼品の取扱について

食品を返礼品とする場合については、「**産地名の適正な表示を確保するために自治体が必要な措置を講ずること**」とされています。（総務省通知から抜粋）

【具体の指示事項】

1. 事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定
2. 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定
3. 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定
4. 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定

※令和8年10月以降は、返礼品登録に当たって契約方式の導入を予定しております。

食品の産地名の適性な表示の確保について

疑義事案が発生した際の対応フロー

事業者



例)食品表示法に抵触した(疑わしい)事案が発生した場合 等

まずは、
「事案を認知した時点で速やかに」
旭川市へご連絡ください。



旭川市・中間事業者

該当返礼品の
受付停止



確認に数日かかる場合は、
確認できるまで
一旦受付を停止します

立入検査

事実確認・聞き取り



寄附者対応

キャンセル対応など



至急対応

まとめ



まとめ

| 地場産品基準の遵守

- ふるさと納税で寄附者へお届けする返礼品は、総務省が定める「地場産品基準」を満たす必要があります。
- 基準に該当しているかどうかは、原材料の仕入れ先や加工の内容などを申請いただき、判断いたします。
- 当初申請いただいた内容から原材料、加工工程等が変更する場合は事前に内容変更申請書をご提出ください。

| 証明書へ記載すべき事項についての入力をお願い

- 3号該当返礼品（市内で生産された返礼品や市内で加工された返礼品）については、市内の原材料や加工工程によって、どのくらい「付加価値」が生じているか確認する必要があるため、本市が返礼品管理に利用しているKintoneへの返礼品単位での確認及び入力をお願いいたします。また、併せて寄附受付ポータルサイトにおける返礼品ページの充実を図るため、各返礼品の強み（他と差別化できるポイントなど）及び返礼品画像の御登録についても御協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。
- ※3号に該当する返礼品は、「付加価値」の割合や、「調達費用」を旭川市HPで公表（9月30日まで）することが義務づけられるため、令和8年6月5日（金）までに入力をお願いいたします。

まとめ

| 返礼割合3割以下基準の遵守

- ふるさと納税の返礼品の調達費用（返礼割合）は、寄附額の3割以下に収める必要があります。
- 返礼品の価格に変動があった場合は寄附額を設定し直す必要がありますので、価格変更申請書をご提出ください。

| 宣伝広告、寄附先の選択を阻害するような表現の禁止

- ふるさと納税の返礼品として商品をPRする場合、「返礼品を強調」してPRすることは、禁止されています。
- ふるさと納税は「寄附」ということにご留意いただき、寄附者の方に誤解を与える表現とならないようご注意ください。

| 食品の産地名の適正な表示の確保

- 食品を返礼品とする場合は、食品表示法などの各種法令等に沿った生産・製造を行っていただくとともに、仮に疑義事案が発生した場合は、返礼品の提供停止等を実施し、速やかに旭川市へ連絡の上、状況を確認する上で必要な実地調査や聞き取りにご対応いただくようお願いいたします。